

【資料3】

三田市教育大綱について

1 大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月）により、市長は、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとされた（法第1条の3第1項）。

大綱の策定や変更を行う場合は、あらかじめ「総合教育会議」において協議する（法第1条の3第2項）。

2 協議事項

(1) 対象期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

※ 第4次三田市総合計画（後期5年）と第2期三田市教育振興基本計画の計画期間と整合

(2) 策定の趣旨（位置付け）

本市の教育行政を推進するための基本指針となるものであり、第4次三田市総合計画の教育に関する「基本構想」及び「基本計画」を踏まえ、教育に関する基本理念と教育行政の重点的に取り組むべき基本方針を定めるもの

(3) 基本理念（将来像）

(4) 基本方針（施策の柱）

別図をもとに議論

3 スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
総合計画				審議会			答申	パブ コメ				議決	
教育振興基本計画	検討委員会						答申	パブ コメ				議決	
総合教育会議(大綱)※	①			②			③	パブ コメ		④		策定	⑤

①上記2参照、②第1回協議を踏まえた大綱協議、③両計画の答申に基づく大綱協議、

④パブコメ結果に基づく大綱協議（予算協議）、⑤大綱策定報告

※必要に応じて審議会数を増加